

令和3年第1回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 中村美津緒

副委員長 橋本尚美

1 開催日時 令和3年3月8日（月曜日）午後1時44分～午後2時9分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第81号 契約の締結について（（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業）

請願第5号 新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願

4 報告事項

（1）青森市立西中学校の校舎完成について

（2）青森市森林博物館用地の一部譲渡及び屋外展示施設等の移転について

○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	天内慎也
副委員長	橋本尚美	委員	長谷川章悦
委員	蛭名和子	委員	舘山善也
委員	山脇智	委員	奈良岡隆
委員	山本治男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	経済部次長	荒内隆浩
市民部長	坪真紀子	経済部次長	横内信満
経済部長	木村文人	経済部参事	高野光広
経済部理事	百田満	教育委員会事務局教育次長	奥崎文昭
農林水産部長	加藤文男	教育委員会事務局参長	葛西俊一
教育委員会事務局教育部長	工藤裕司	教育委員会事務局総務課長	金澤敦
農業委員会事務局長	永澤治	関係課長	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 岩 間 憲 仁
議事調査課主事 高 木 渉

議事調査課主事 北 山 賢 臣

○**中村美津緒委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、理事者の皆様に、私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件及び請願1件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第81号「契約の締結について（（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○**百田満経済部理事** 議案第81号、（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業に係る契約の締結について御説明いたします。

資料の1枚目を御覧ください。

初めに、契約の概要についてであります。

事業の名称は（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業、場所は青森市大字浦町字橋本外となります。

事業内容につきましては、（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等に関する設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務等となっております。

参考として記載しております施設概要について御説明いたします。（仮称）青森市アリーナの構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の3階建てとなり、建築面積は9834平方メートル、延床面積は1万979平方メートルとなっております。また、諸室につきましては、メインアリーナやサブアリーナのほか、県内最大級となる780平方メートルの面積を有するキッズルームの設置が提案されております。青い森セントラルパークにおきましては、緑地、広場及び駐車場等のほか、事業者の収益施設であります公募対象公園施設として、24時間利用することができるスポーツクラブやカフェアンドベーカリーの設置が提案されているところであります。今後の予定につきましては、令和3年4月から令和6年3月までの3か年を設計・建設期間としており、令和6年4月から令和21年3月までの15年間を維持管理・運営期間としております。

次に、契約の相手方についてであります。

相手方の所在は青森市安方二丁目2番20号であり、名称は青森ひと創りサポート株式会社となります。同社は、本事業の優先交渉権者として決定した大成建設株式会社東北支店を代表企業とする11社で構成するグループのうち、6社が出資するSPC、いわゆる特別目的会社として、本事業に関する

業務を行うために設立した会社であります。

契約金額につきましては、107 億 7406 万 3520 円となります。

最後に、契約の方法であります。本事業を行う者を選定するための公募型プロポーザルを実施し、(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業者選定委員会での審査により選定された事業者と随意契約するものであります。

資料の 2 枚目以降に、参考として本施設の整備イメージ図を添付しております。

以上、議案第 81 号、(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業に係る契約の締結について御説明申し上げましたが、委員の皆様におかれましては、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 まず最初に、今後の予定なんですけれども、令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月まで設計・建設期間、令和 6 年 4 月から令和 21 年 3 月が維持管理・運営期間ということで、非常に長期にわたる契約となるわけなんですけれども、また、民間の収益施設など、P a r k—P F I を活用しての初めての事業ということになると思うんですが、この非常に長期にわたる事業について、建設運営に当たって、どのように市が適正に事業を進められるのか、チェックしていくのか、そのことについてまずお聞きしたいと思います。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○百田満経済部理事 維持管理・運営期間を含めての市の対応ということかと思えますけれども、市が事業者を求める要求水準書においては、事業者が 15 年間の維持管理が開始される前に維持管理業務計画書など、維持管理・運営に係る各種計画書を市に提出し、市の承認を受けることとしております。また、業務開始後には、月次報告書や四半期報告書及び年次報告書を作成し、市に提出することとしております。市はこれらの報告書に基づいて、定期モニタリングを年 2 回実施するなど、施設の適正な維持管理がなされるよう管理することとしております。

○中村美津緒委員長 山脇議員。

○山脇智委員 全国でもこういう P a r k—P F I が先行して始まっているところもあるんですが、そういう中でこういうモニタリングとかを行っていても、やはり収益が上げられなくて撤退している民間施設、そういう管理業務が適正に行われなかった事例もあったかというふうに思っています。あと、もう 1 点質疑なんです。この約 107 億円かかる事業ですけれども、これとは別に、東側・西側用地にお金がかかっていくと思うのですが、西側用地に

ついて、木下議員から設計や今後どういうふうに幹線道路への接続をやっていくか、まあ、民間会社に調査依頼して設計を何パターンか挙げてもらうということになっていると思うのですが、形状を考えると、設計が出されたとしても、その設計を実現するためにはかなりの費用というか予算が必要になるんじゃないかという懸念があるんですが、その辺についても見解をお願いします。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○百田満経済部理事 ただいまの山脇委員からの御質疑は、西側東側の整備のほうは都市整備部で対応していることで、詳細のことは私のほうから述べる状況にありませんので、申し訳ございませんけれども、そこについては控えさせていただきます。

○中村美津緒委員長 山脇議員。

○山脇智委員 そうであればいいんですけれども、私が言いたいのは、その約 107 億円、まず、かなり巨額の工事が行われるという中において、周辺の整備費がまだ確定的ではない、特に西側用地についてはどのように接続するのかによっては、またさらに億を超える大変な金額の工事になる。そういう中で、このアリーナだけを先行して建設をしていいのかという部分が私は本当に思いますし、また、日本共産党会派はこのコロナ禍ではやはり一旦立ち止まって、財源の使い方についていろいろ考える必要があるということで、その財源の問題にしても、まちづくりの観点から、アリーナだけをまず建て、駅とかの協議も調べてないし、県有地部分は、私としては今の公園としての管理に防災拠点が付加するということなのでいいと思うんですけれども、今、新たに病院とか、そういう議論が立ち上がっている中で、果たしてアリーナだけ先行して造っていいのかというのは、私はそのようには思わないですし、日本共産党としてのそういうような立場ですので、この議案には反対したいと思います。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 事業者選定基準の中に、「維持管理・運営に関する事項」の評価項目「健康に関する取組方針」というのがあります。この部分については、どのように評価されたのかお知らせください。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○百田満経済部理事 健康部分についての評価、選定基準に当たったのお話でありました。このアリーナプロジェクトのそもそものが3つの事業のコンセプト——健康、交流、防災という形で提案していただいている状況であります。このうち、健康については、メインアリーナやサブアリーナなどを活用して、市民のための生涯を通じた健康増進のプログラムが提案されておりまして、具体的には多世代を対象としたプログラムイベントの開催や、子ども

が全国レベルの体操技術に触れるキッズパフォーマンスの開催などのほか、先ほども申しましたけれども、24 時間利用することができるトレーニンググループの設置が提案されているところでもあります。その部分について評価されたという形であります。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 トレーニンググループというのはアリーナ本体に入るのですか。青い森セントラルパークにはスポーツクラブというのがありますけれども、そちらでしょうか。

○中村美津緒委員長 経済部理事。

○百田満経済部理事 先ほども御報告させていただきましたけれども、事業者の収益施設であります公募対象公園施設として、青い森セントラルパークのほうに 24 時間利用することができるスポーツクラブの設置が提案されているところでもあります。アリーナ本体ということではなくてです。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

反対意見がありますので、起立により採決いたします。

議案第 81 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号「新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 請願第 1 号「新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願」につきまして、市の考え方を御説明いたします。

請願第 1 号につきましては、「新型コロナウイルスの影響が発生している全ての事業者に対して、支援を目的とした給付金事業を行うこと」という内容であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内経済はもとより市内経済に多大なる影響を及ぼしております。

本市におきましては、国、県の事業者支援を踏まえ、地域の実情に応じて必要となる自主的な取組を、県内はもとより、全国の自治体に先駆けて実施することにより、地域の仕事を守るとの考えの下、地場産業振興資金特別小口枠の創設、事業継続支援緊急対策事業補助金の交付、プレミアム付商品券

事業の実施など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けております市内事業者の事業継続を支援するため、様々な事業を実施してきたところであります。

そのような中、国におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出し、その後、緊急事態措置を実施すべき区域を変更するとともに、期間を3月21日まで延長したところであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内経済はもとより市内経済に多大なる影響を及ぼすことが懸念されることを踏まえ、市では、その影響を特に大きく受ける全19業種を対象に、さらなる支援を行うため、事業継続支援緊急対策事業（家賃追加支援）において、店舗等の賃料月額額の8割相当額の2か月分を、事業継続支援緊急対策事業（自己所有物件事業者感染防止協力支援）において、店舗等に係る固定資産税の8割相当額を1か月分の算定基礎とし、その算定基礎額の2か月分を、1事業所・店舗につき20万円、1事業者当たり60万円を上限として支援してきたところであります。

また、事業継続支援緊急対策事業（新しい生活様式対応支援）におきまして、非接触体温計をはじめとした衛生環境の整備に要する経費や、空調設備の導入・強化などの換気の向上に要する経費のほか、キャッシュレス決済の導入などの密集・接触の回避に要する経費について、1事業者・店舗につき助成対象経費の8割相当額または10万円のいずれか低い額を、1事業者当たり30万円を上限として、支援してまいりました。結果、多くの事業者の皆様にご活用いただいたところであります。

これらの各種支援事業について、本市では、簡素な手続により実施してきたところであり、売上減などの難しい要件や、事業者の御負担となる売上台帳、事業実施計画書、収支予算書等の数多くの書類の提出を求める必要が生じる給付金事業を実施することは考えておりません。

新規感染者数の減少等により、緊急事態宣言は、首都圏の1都3県を除く区域におきまして2月28日をもって解除されましたほか、首都圏の1都3県におきましても、間もなく緊急事態措置を実施すべき期間の終期であります3月21日を迎えますことから、その効果が及ぼす本市経済への影響を見極めてまいります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 まず、コロナが発生してから、1年と2か月が過ぎまして、今、経済部長が様々な支援策を行ってきたとは言うておりますけれども、それももう過ぎてきて、飲食業をはじめ、潰れていく店が大分出てきております。また、持続化給付金や家賃支援給付金も行われてきましたけれども、底

をついている状況だと思います。市内の業者、これは以前の自己所有物件事業者支援のときの答弁ですけれども、経済センサスでは4933件あるということですが、これら全部の声を聴くというのはなかなか難しいですけれども、私の会派では、一般質問で――村川議員を先頭に周知徹底に歩いて、大体500件くらいは声を聴いてまいりました。そうした中においても、やっぱりもう辞めるしかないということで何も声をかけられなかったというような――村川議員が言ってましたけれども、そういう実態があると私どもは思っております。そこで、認識をちょっと確認するんですけれども、これまで答弁で、市は国や県の対象から漏れた人を助けることが市の独自支援だと述べてますけれども、そのとおりでいいか、お願いします。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 対象から漏れた人の支援ということでありましてけれども、全てが対象から漏れた人を市のほうで補うということではなく、例えば、業種であったり、規模であったり、そういうことで対象外になってしまった事業者については、市のほうで御支援させていただいたということでありまして。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 この請願の内容は、給付金のことをいっていると思います。1回10万円とかの給付金のことなんですけれども、説明文には、影響を受けている人ですよね、影響を受けている全ての事業者ということで、4933件全てが申し込むということではないと思います。当然、要件の規制がかかると思うんですよ、何十%減、20%減、30%減ということで。この4933件が全部来るというわけでも、そういうふうにならないと思います。それは、自己所有物件事業者支援のときは、結局のところ、支援店舗数は392件だったと思うんですけれども。というふうにして、丸々このままいくというわけではないと思うんですよ。そこで聞きますけれども、市としては正面から言いづらいと思うんですけれども、やっぱり財源のことがあると思うんですよね。その点どうでしょうか。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 財源についての御質疑にお答えします。

国で実施しております持続化給付金については、全ての事業者対象ということで、いわゆる経済部所管以外の、例えば、農林水産業であったり、そういった事業者にも対象に実施しております。いわゆる、全事業者――事業者というんですか、そういう産業の方に支援を行うというのは税源的にも、市としては非常に厳しいというふう考えております。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 お金が大変だというようなお話ですけれども、私は、今回

求めている人の話を聞けば、大事なものは額ではなくて、市の姿勢だと言っているんですよ。倒産寸前のところで何をしてくれるのかというところで、市はやっぱりそうした人の声に寄り添うべきだと強く求めて、賛成の立場で終わりたいと思います。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 プレミアム付商品券事業なんですけれども、これは終了しておりますが、ほぼ大型店舗に使われているということで、中小企業のお店にはあまり使われていないということでしたが、この実績は分かりますか。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○木村文人経済部長 手元に資料をちょっと持ってないのでお答えはできませんが、ただ、使用については、確かに大型店舗で御利用されている方は多いですけれども、以前に比べて、いわゆる大型店舗以外の事業者の方のところで御利用されているというのが、たしか前回、前々回実施したときよりも増えているのではないかというふうに思っております。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 もしわかりましたら教えていただけますか、後で。どうでしょうか、委員皆さんにも。

○中村美津緒委員長 わかりました。では経済部長、お願いいたします。

○木村文人経済部長 わかりました。まだ、実行委員会の最終の報告会がまだなものですから、それを過ぎたら、こちらのほうでお配りしたいと思います。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これよりお諮りいたします。

本請願については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 可否同数と認めます。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において本請願に対する可否を裁決いたします。

請願第1号については、委員長は採択すべきものと決します。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願についての審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市立西中学校の校舎完成について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 令和元年第2回青森市議会定例会におきまして御議決をいただき進めてまいりました青森市立西中学校校舎改築工事につきまして、このたび完成に至りましたので御報告申し上げます。

配付資料「青森市立西中学校校舎改築工事の概要」を御覧ください。

西中学校校舎改築事業につきましては、平成28年度に着手し、令和元年度からは、校舎の改築工事を進めてきたところであります。

完成しました新校舎の規模・構造につきましては、「4 規模・構造」にありますように、鉄筋コンクリート3階建てであります。また、配置及び外観につきましては、資料の右の写真、図のとおりとなっております。新校舎への移行につきましては、引っ越し作業などの準備期間を経て、3月22日を予定しております。

次に、「5 スケジュール」を御覧ください。

今後の整備スケジュールについてであります。令和3年度に既存校舎の解体、令和4年度から5年度にかけて屋内運動場を改築し、その後、グラウンド整備の順で工事を進めていく予定としております。

最後に、委員の皆様への御案内となります。新校舎への移行に合わせ、委員の皆様による現地視察を予定しております。視察の日時につきましては、3月29日午後を予定しておりますが、後日、改めて御連絡させていただきます。委員の皆様への参加のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市森林博物館用地の一部譲渡及び屋外展示施設等の移転について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 「青森市森林博物館用地の一部譲渡及び屋外展示施設等の移転について」御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

青森県におきましては、青森市森林博物館の西側にある国道280号の沖館橋について、歩行者の安全性を確保するため、長さ約26メートル、幅約3.5

メートルの側道橋を整備することとしておりますが、その工事区域内に森林博物館用地の一部が含まれますことから、対象地の譲渡及び屋外展示施設等の移転等を行うものであります。

用地一部譲渡の詳細につきましては、事業主体の青森県に対して、森林博物館用地 32.62 平方メートル—資料では吹き出しの赤い部分になりますが、これを本年 4 月上旬に譲渡することとしており、その予定価格につきましては、189 万 5222 円を見込んでおります。

また、当該譲渡予定地及び県が工事で使用することとなる区域—資料では吹き出しの青い部分となりますが、ここには森林鉄道機関車の屋外展示施設をはじめ、電柱、マンホールといった工作物や樹木 30 本等があります。

それらの対処といたしましては、屋外展示施設につきましては、曳家により約 4 メートル北側—森林博物館側に移動し、電柱等の工作物につきましては撤去し、樹木につきましては敷地内に移植する場所を確保できないということで伐採する予定としております。

なお、これらの移転等に係る経費につきましては、1087 万円を見込んでおり、本定例会に上程しております令和 3 年度予算案として御審議いただいているところであります。

事業スケジュールにつきましては、本年 4 月上旬に売買・補償契約を締結し、6 月から 12 月までの期間に屋外展示施設の曳家工事と併せて、工作物の撤去工事等を実施することとしており、その後、県による側道橋整備工事が実施され、令和 4 年度中に完了する予定となっております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、委員の皆様から御意見等ありませんか。

○館山善也委員 すみません、ちょっと時間をいただきます。今回ですね、この委員会が始まる—先週ですね、事務局のほうから、想定される問題があるということで、用紙によってレクチャーを受けました。この想定されるものとしてはですね、副委員長から委員長に対して不信任の動議が提出されると想定してますということでした。まあ、現段階ではこれは出てないので、あくまでも想定ということであります。この流れを事務局からいただいて私が説明を受けたときに、流れとしては、委員長は自分の身分に関することですので委員会から退出し、副委員長がこの審議を諮っていくと。それで、議

題となった場合は、副委員長が自席に戻り、提案理由の説明と質疑応答に答えていく。その際には、最年長の長谷川委員が委員長職に就いて議事進行を諮るということでありました。まあ、出されてないのであくまで想定ということの用紙であります。私は、これは出してないから委員は関係ないんでないかとは思っていないのです。当然、事務局も時間を割いて、この流れを作っていたら、当日混乱しないようにということでした。これは各委員にも説明に上がってますということに聞けば、私を含めてほかの委員にも説明をしていると思います。それで、今までこういった委員会内で委員長に動議が出されたということが僕は経験がないので非常に驚いてはいるんですけども、この件に関して、最年長である長谷川委員が委員長職に就くということでした。委員長職で采配をしていくということなんですが、急な御指名で大変恐縮なんですけど、最年長委員として、長谷川委員、これをどう思いますか。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 別に出てきたわけではないので、出てくれば出てきたで対処するけれども、私は別にそれについては何とも。ただ、その前に、私は委員長とそのことについて、新聞に出たときにきちんと話をして、彼もちゃんときちんと謝罪しているし、その場でもちゃんと伝えて、それで私はそれで了解をもらってきたから、私の役割はそれまでやって、あと終わりです。あと、それについては会派で考えることだろうと思うけれども、ですから私は一切、いいとも悪いとも、関係ないので。

○中村美津緒委員長 館山委員。

○館山善也委員 急な指名で答えを聞いてしまって、大変申し訳ないのですけれども、今、長谷川委員から、12月議会のときの話——今おっしゃったのは……

〔長谷川章悦委員「新聞に載った話」と呼ぶ〕

○館山善也委員 あ、新聞に載った話。まあ、提案理由が出てないので、どういう内容なのか僕はわからないところなんですけれども、結果的にこれは各委員も当然、どうなんだと思ったでしょうし、我が会派とすれば、我が会派選出の委員長が動議を受けるということに対して、会議を開いたんです。これはやっぱり僕は、議会内の混乱——要するに市民のためにならない、何もならないことが動議で出されることに非常に違和感があって、むしろ今、長谷川委員が議長としてそういう振る舞いをしてくれたことには、僕は今初めて聞いたんですけれども、感謝申し上げます。ただ、一方でこれは収まっていないということだと思っんです、出てきているということは。これに対して、長谷川委員が議長として振る舞ってくれたということをおっしゃってましたので、議長としてはこれ、どう思いますか。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 それは私は一切、別に関係ないですよ。ただ、私は、さっき言ったように、その新聞が出たときにその真意をただして、そしたら、彼も謝罪して、御迷惑をかけたということでした。ということで私は伝えて、そしてそれで私は終わりましたから。あとは一切、これについては関係ございません。

○中村美津緒委員長 館山委員。

○館山善也委員 わかりました。まあ、僕としてはですね、当然、こういった火種がある以上は、できれば議会内での混乱を防ぐためにも再度、こういった、議長を含めてですね、何かあるのであればそこを解いてもらいたいし、何か問題があるのであれば、単に不信任が出るという動議ではなくて、それ以前に、対応ができるのであればそういう動きをしていただきたいなという思いで話させてもらいました。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかにありませんか。ないようでございますので、以上をもって……

〔奈良岡隆委員「ちょっと、ちょっといいですか」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと今話を聞いてて、議長としてちゃんと伝えたということですよ。会派のほうに伝えたということですよ。

〔長谷川章悦委員「そうそうそう」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員 あの、橋本副委員長が出されるということだったので、それは橋本副委員長の会派にちゃんと伝えたということですよ。

○中村美津緒委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 だから、新聞が出たときに、色々話が出たときに、委員長と新聞記者を呼んで、その真意をただしたのさ。そして、委員長も説明してくれたし、そして、説明の中で本人も謝罪したし、そういうふうになりましたということを私は会派に伝えた。それで、私の役目は終わりました。だから、それ以上、各代とかなんとかそういうのを開くのは、私は私の判断で必要ないし。あとはまあ、市民クラブは市民クラブの会派の中で、どういう結論を出してこうなったか、それは私は相談も何も受けてないし、だから、私の最初のあれはそこで終わっているということ。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あの、今回、私も事務局のほうから説明を受けて、自分なりに、動議が出た例とかを調べました、時間を取って。そしたら、なんか次の日になって取りやめたという話があったんですよ。橋本副委員長のほうでは、それはどういう意図で出された——出されようとしたんですか。

〔長谷川章悦委員「委員長、その話ここでやらなくてもいいんじゃないか、理事者の皆さんもいるし」と呼ぶ〕

〔奈良岡隆委員「いやいやいや」と呼ぶ〕

〔橋本尚美副委員長「委員長」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員長 橋本副委員長

○橋本尚美副委員長 それこそタイミング的には、事務局のほうから皆さんに書面で流れの御説明をして上がる前に、その気がないということをお伝えできればよかったですけれども、私の本意としては、委員長不信任というのは委員長辞めてくださいということ突きつけるわけで、その思いはない。だから、この動議を出すのは私の気持ちと違うのでということで、会派では「ああ、じゃあ全然いい」ということで取りやめになったんですけれども、新聞報道のときの文面に関しては、要するにこの委員会で、採択の決まったものが本会議場で賛否がひっくり返って変わったことに対して、恥ずかしいことだという言葉があって、それはまああることですし、恥ずかしいことではないだろうということで会派の中であって、それが議会制民主主義に反していることだし、委員長の発言という意味においては、看過できないことというふうになって。ただ、それがイコール不信任とかではなくて、委員長から私にはその言動に対しては全く何もなくて、私も委員長に対してずっと、その件に関して触れてもこなくて、そこもまず1つ反省点です。委員長から、あの言動に関しては訂正するとか、誤った言動だったと私のほうにあれば、ああそうですかと、全然なんら私はしこりも持ちませんでした。ただ、会派の中のどなたかには、委員長から謝罪——御自宅まで行って謝罪があったと。ただ、私のほうには来てなくて、いろいろ話の中で、どういう形、新聞報道にもなったので、市民もそう取るわけですよ。それに対して、意思表示をする場がないと。それでこの、委員長不信任という形しかないみたいの中で、ちょっと二転三転してあったんですけれども、私は辞めてくださいというそういう思いはないので、委員長の不信任ということは出せませんと。そのごたごたの中で、先にちょっと流れの文面が回ってしまっていたいな。その後、委員長とも話をして、何らしこりも残さず、一緒になって二人三脚で、この委員会運営を、大変いいパートナーとしてやっていかなきゃいけないのに、日頃の関係性ももしかしたら意思疎通が図られてこなかったわけで、そこも大きな反省点だなと私も思ってました。あの新聞報道を見て、委員長、これはちょっとあれじゃないですかって言えばよかったです。それで、委員長からも何かがあれば、私としては何もなかったんですけれども。というところで、そういう形になりました。ただ、私としては、考えが全くなかったのをもっと早く会派の中で言えばよかったですけど、流れの文面が出てしまった後で、すいませんという形になりました。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、そういう思いはなかったけれども、会派で出せということで、出そうとしたということですか。

○中村美津緒委員長 橋本副委員長。

○橋本尚美副委員長 かなり時間がたってしまって、その直後は、その言動に対しては……。ただ、そのとき不信任とか云々とかというのではなかったんです。謝罪の言葉が欲しかったなというのはありますけれども。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 橋本委員は副委員長ですから、副委員長って委員長を支える立場ですよ。中村委員長から指名を受けて、副委員長に就任したわけですよ。それで、副委員長の立場で委員長を支える。そこのところは今回の――なぜこういうことを聞いたかという、正副委員長というのは、一体で委員会を運営していかなきゃいけないのに、こういう、私からいえば騒動だと思いますけれども、こういうことが起こったことで、委員会運営が今後スムーズに行かないことになれば困るなという思いから聞いているんです。ですから、副委員長として、どう思われているのか、そこの自分の立場をきちんと最後にお聞きしたいと思います。

○中村美津緒委員長 橋本副委員長。

○橋本尚美副委員長 そうですね、私も副委員長として、流れの文面に出てしまったからこれとは思ったんです。委員会が出すとかということになったことに対して、ちょっと、その時点で冷静にどういうことなのかを直視していればよかったですけれども、何かこう、そこが大きな反省点で、皆さん、お騒がせしましたということで、お詫び申し上げます。ですが、すぐ取り下げしてくれと申し出てからは、何ら問題なく、全然いいんだよというふうになったので、1日早ければよかったのかと。1日早ければよかったみたいな、そこのところで大変皆さん、混乱させてしまいました。申し訳ございませんでした。

○中村美津緒委員長 はい、ほかになければよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○中村美津緒委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたします。これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)